新型コロナウイルス関連情報（ウィーン州における対策措置の強化）

１０月１日以降、ウィーン州において新型コロナウイルス対策措置が強化されます。

１　陰性証明書

抗原検査は入場等に必要な陰性証明書として認めない。入場にはワクチン接種証明書、抗体・治癒証明書、ＰＣＲ検査による陰性証明書のいずれかの提示が必要となる（２．５Ｇの実施）。

ただし、６歳以上１２歳未満は例外として、検体採取から４８時間以内の権限を有する施設による抗原検査、７２時間以内のＰＣＲ検査、新型コロナウイルス対策学校省令に基づく学校での検査による陰性証明書（Corona-Testpass。週末の土日を含めて有効）等を認める。
（注）ウィーン中央病院（ＡＫＨ）は１４歳以上の全ての患者に対して、原則として陰性証明書を要求していますのでご注意ください。

２　大規模集会・夜間営業飲食店

参加者５００人超の集会及びディスコ、ダンスクラブ等の夜間営業飲食店の入場には陰性証明書を認めない。入場には接種証明書または抗体・治癒証明書の提示が必要となる（２Ｇの実施）。

３　ＦＦＰ２マスク

商店・サービス業（身体が接近するサービス業を除く）の屋内店舗、文化施設では全ての入場者に対してＦＦＰ２マスクの着用を義務付ける。

その他、措置の詳細についてはウィーン市のホームページを御覧ください。
https://coronavirus.wien.gv.at/neue-corona-regeln/

（問い合わせ先）
○在オーストリア日本国大使館
住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria
電話:（市外局番０１）５３１９２０
Fax:（市外局番０１）５３２０５９０
ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のＵＲＬから停止手続きをお願いいたします。
https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete